

静岡県告示第505号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月3日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「蒲郡信用金庫湖西支店
商工組合中央金庫静岡支店」を「蒲郡信用金庫湖西支店」に改める。

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「遠州信用金庫豊田支店
商工組合中央金庫浜松支店」を「遠州信用金庫浜松支店」に改める。

2の(1)のウの表株式会社静岡銀行沼津支店の項所属の公金収納店の欄中

「沼津信用金庫裾野北支店
商工組合中央金庫沼津支店」を「沼津信用金庫裾野北支店」に改める。

2の(3)のエの表株式会社商工組合中央金庫沼津支店の項、株式会社商工組合中央金庫静岡支店の項及び株式会社商工組合中央金庫浜松支店の項を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和2年4月1日から適用する。